

令和3年2月4日

地域密着型サービス運営推進会議代替資料の公表

厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第108条の規定に基づき、令和3年1月25日に運営推進会議を開催するところ、新型コロナウイルス感染症の流行を理由として面会謝絶を令和2年2月27日に決定し、継続中であるため、これを中止、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えます。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

設置主体) 株式会社 相生

代表者) 代表取締役 萩原 将之

事業所及び事業主体の概要

【事業所】 ゆうなぎ九十九里

(認知症対応型共同生活介護 通称：グループホーム)

(介護保険事業所番号) 1275900213

(所在地) 〒283-0102 千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1

電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335

(開設年月日及び共同生活住戸と利用定員)

平成17年10月 1日開設、利用定員9人(一番館)

平成23年 4月 1日開設、利用定員9人(二番館)

【事業主体】

〒299-4216 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

(商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい)

(代表者) 代表取締役 萩原 将之

電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

運営推進会議の概要（当初予定）

日 時：令和3年1月25日 13時30分から14時30分

会 場：当ホーム二番館のリビングダイニング

出席者：運営推進会議の構成

当ホーム

- ・設置主体) 株式会社相生 代表者) 代表取締役 萩原 将之
- ・計画作成担当者 内山 貴司 (二番館担当、介護支援専門員)

委 員

- ・ 当ホーム入居者
- ・ 地域住民 (近隣の住民)
- ・ ちどりの会 (ボランティア団体)
- ・ 当町健康福祉課
- ・ 当町地域包括支援センター
- ・ 当町社会福祉協議会

(予定していた議題)

1. 入居者情報 (保険者、要介護度等)
2. 新型コロナウイルス感染症について
3. 通院同行等
4. 課題
5. 研修体制の確保、実施
6. 次回運営推進会議の開催日程 (開催見送り)

1. 入居者情報

① 保険者等

保険者	当町	茂原市	大網白里市	計
人数	13	1	1	15
増減	3	0	0	3

(1) 1月、当町出身、入居者Aが死亡。Aは、当ホーム僚ホームたる当社ゆうなぎ白子から8月に病院に入院していたところ、退院し、当ホームに入居。Aは昨年1月から入院していたところ退院後は当ホームに入居することを希望。Aは当町出身で自宅、親族宅が当ホームから徒歩圏内にあり本人も親族も進んで希望していた。しかし、当時当ホームは満床であり、やむを得ず、当町、ゆうなぎ白子の存する長生郡白子町間にて協議調い、ゆうなぎ白子に4月に入居。8月に同じ病院に再度入院。10月に退院し、この時、当ホームの空床が4あったことで、Aの意向、Aの状態、Aの親族の合意を経て、当ホームに入居。死亡診断は誤嚥性肺炎。レビー小体型認知症を得ており、このために嚥下機能に支障があり、常に誤嚥の危険を有していた。食事を自力で取ることは可能であったが、元来の気質か摂取するスピードが極めて速く、いわゆる早食いを常としていたことで誤嚥を頻発させることから、食事については全部全量を職員による全部介助にて、供される食事は全てペースト食にて、飲水はとろみ剤を添加していた。誤嚥を防ぐため、退院前に経管栄養法等の提案を行うも、すると当ホームの入居が困難になることなどからAが拒否。当ホームにおけるリハビリテーション、訪問歯科診療の実施によって、好物の寿司、味噌ラーメン、チャーハン、ギョーザを食べたいと、嚥下機能向上に励む。また、まずは自動車の運転免許を再度取得し、当社代表者の運転手になるとの目標を掲げ、社会復帰に向けて励んでいた。しかし、他に有する疾病等の増悪が見え隠れするものの、決め手となる顕著な症状の出現もなく、よって、訪問診療も決め手を欠き、日ごとに体重減少と衰弱が進み、1月、肺炎を発症、鬼籍に入る。

(2) 2月上旬に当町を保険者とする入居予定者が1名。

② 要介護度等

要支援2から要介護1、要介護1から2に変更のあった入居者が各1名ずつあるほか、令和2年1月20日当会議開催時とほぼ変化はなく、例えば新型

コロナウイルス感染症流行下における外出制限、面会謝絶等にもなう交流機会や活動機会減少が、直ちに要介護度の重度化につながったとは考えていない。しかし、今後、長期化し、あわせて何らかの施策を実施しなければ重度化は免れないのではないかと懸念を有している。

2. 新型コロナウイルス感染症について

- ① 本日現在、全入居者ならびに全役職員の感染、発症はない。また、これらの家族、関係者、いずれも感染、発症、濃厚接触者等の有無について確認はできないが、報告はない。
- ② 1月27日当社当ホームの僚ホーム、ゆうなぎ白子の勤務員につき、子女が通学する小学校（山武郡市圏域）の学級において、学友の家族が新型コロナウイルス感染症を発症したとして、感染等、濃厚接触の疑いを明らかになるため同校の一斉休校等があり、あわせてこの勤務員を同日からこれらの疑いが明らかになった1月31日まで休業、自宅待機させた。

【面会謝絶を継続する件】

この件、令和2年11月19日新型コロナウイルス感染拡大にもなう面会謝絶を発して以降、継続中（詳細は前回資料、当社WEBサイトを参照）。

面会謝絶に関する事柄

1. 原則面会謝絶
2. 面会の要があるときは、電話、電子メールで事前に面会予約を要する
3. 面会時における人数制限を設け、1名のみ面会
4. 面会時における湯茶、菓子等の供应を停止
5. 書類、物品授受は、原則、郵送宅配便に限る

3. 通院同行等

定期受診等について、多くの入居者が訪問診療を受けており、平常通りの受診。医療機関の外来に通院する入居者にとっては、感染防止施策を行ったうえで実施。これまでに引き続き、かかりつけ医の診察を継続して希望する入居者につい

ては、当該入居者の家族、親族、関係者が、受診にあたり、当ホームかかりつけ医間を送迎、同行している。なお、当ホームが家族等に代理して同行、または文書、書面の提出や受領については使者として務めることがある。

現下の状況下において、緊急性の高いもの、専門科に受診を要するものについては、引き続き、ためらうことなく受診している。

4. 課題～新型コロナウイルス感染症流行下における課題

(1) 入居者の直接的な処遇に関する件

- ① 運動量の低下
- ② 面会機会の大幅な減少
- ③ 心身の健康に及ぼす影響

(2) 役職員の資質向上に関する件

前回までと同様、これらの課題について、これまでの業務進捗を覆す決め手となる方策は立案しかねており、当然ながら有効な実践ができていない。当社において、1月に発せられた緊急事態宣言と延長になった同宣言下において、こうした状況にあるのは外部要因であるから、やむを得ないとする空気感が醸成されている。特に昨年12月以降、尻上がりに感染拡大が広がる中、上記2.新型コロナウイルス感染症について②のとおり、役職員の生活圏において休校や自宅待機等が顕著になるなど、第1波、第2波とは確実に異なる様相を呈し始めており、なおさら、やむを得ず、感染防止に全て劣後するのは当然であるとの認識が拡大しているような観を受ける。

5. 研修体制の確保、実施

- ① 昨年2月以降、外部の研修等についての受講等は一切見合わせている。
- ② 社内における研修、講習は、2月まで役職員一斉に毎月、当町つくも学遊館の研修施設を借りて実施していたところ、密を回避するため実施していない。
- ③ 法令で規定のある身体拘束に関する件については、ルーティンで月次に資料配布閲覧回覧にて実施。

- ④ 新規入職、中途入職、ボトムアップ、レベルアップ等の研修については、外部で実施する研修等、上掲のとおり見合わせている関係上、オンラインのストリーミング教材を用い、主に映像によるものを個々に実施している。

6. 次回運営推進会議の開催日程（開催見送り）

通常であれば、今回は3月29日（月）13時30分から予定するところ、開催は見送り、今回と同様に、開催の際に配布する予定であった資料を公表し、開催に代えることとする。

以上

本件のお問合せ先
事業主体) 株式会社 相生
代表者) 代表取締役 萩原 将之
電話 0475-36-5711